

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4QFN1SN00050	4RN71AE0002 0001						
品名 または 件名							
姫路（6）電気主任技術者保安管理業務外部委託							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
姫路駐屯地・広峰・榊山無線中継所				姫路駐屯地・広峰・榊山無線中継所			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
姫路駐屯地・広峰・榊山無線中継所				令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

第352会計隊姫路派遣隊 事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和6年3月6日（水）10時00分 陸上自衛隊姫路駐屯地 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 適用する契約条項は、駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- その他、別紙のとおり

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：姫路（6）電気主任技術者保安管理業務外部委託
 (2) 納地：陸上自衛隊姫路駐屯地・広峰・榊山無線中継所
 (3) 納期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) **令和4・5・6年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D等級以上の資格を有する者。**
 (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第352会計隊姫路派遣隊 契約班窓口において配布する。

令和6年2月22日（木）～令和6年3月5日（火）（土曜日・祝日を除く0900～1600）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会：実施しない
 (2) 入札
 ア 場所：陸上自衛隊姫路駐屯地 会計隊入札室
 イ 日時：令和6年3月6日（水）10時00分から

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
 (2) 契約保証金：免除
 (3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結の手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 (2) 入札に関する条項に違反した入札
 (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

8 契約書の作成

落札決定後速やかに落札者に細部を説明し、作成する。

9 落札の決定方式

総額

価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

10 その他

- (1) 郵便等による入札については、**令和6年3月5日（火）17時必着分までを有効とします。**なお、事前に郵便入札の申し出を第352会計隊姫路派遣隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
 (2) 電報・電話等による入札は認めません。
 (3) 入札に参加する者は、**令和6年3月5日（火）12時までに資格決定通知書の写しを提出してください。**（メール可）
 (4) 代表者以外の押印での入札については、入札までに委任状を提出してください。
 (5) **市価調査書は、入札前日までの提出**にご協力ください。
 (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊 契約班窓口にて閲覧してください。
 (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
 〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70
 陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊 契約班 担当：砂坂
 TEL：079-222-4001 内線(347) FAX：079-222-4006（直通）
 メール：ma347fin@inet.gsdf.mod.go.jp
仕様書に関する問合せ先：姫路駐屯地業務隊管理科 西尾（内線341）

本公告は、陸上自衛隊姫路駐屯地 会計隊掲示板に掲示しています。

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

仕 様 書

- 1 件 名：姫路（6）電気主任技術者保安全管理業務外部委託
- 2 期 間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
- 3 場 所：兵庫県姫路市峰南町1-70 （姫路駐屯地）
 兵庫県姫路市広嶺山226-11 （広峰無線中継所）
 兵庫県相生市矢野町榊1780-134 （榊山無線中継所）

4 概 要

種 別		項 目
建築保全	受変電設備	外部委託による電気主任技術者保安全管理業務の実施 実施場所：姫路駐屯地、広峰無線中継所、榊山無線中継所

5 一般事項

(1) 総 則

ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。

イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事標準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書、関係法令及び姫路駐屯地保安規定並びに監督官の指示による。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に摘要する。

(3) 役務工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施する。

(4) 軽微な変更

役務実施に伴う軽微な変更は、監督官の指示により行う。

この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。

また、実施に当たって当然必要と思われる関係各官公署への届出は、請負業者の責任において迅速に処理すること。

(5) 質 疑

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において質疑が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官の指示を受けた後再開する。

(6) 管理要領

事前に監督官と協議の上決定すること。

(7) 電気、水道

役務に必要とする電気、水等は請負業者側が準備することとし、やむを得ず官側から使用する場合は事前に監督官へ申し出て承認の上、官側の算定に基づき使用料を請負業者が支払うものとする。

(8) 役務時間

ア 役務時実施時間は、特記事項による。

特記事項に記載がない場合は、原則平日 08 : 15 ~ 17 : 00 とするが、状況により休日作業の場合は監督官と事前協議による。ただし、停電事故等の不測時は時間外も対応するものとする。

なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承認を受けること。

イ 役務工程の遅延回復、役務実施上の都合により、監督官において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、請負業者はその指示に従うこと。

(9) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(10) 役務現場の管理

ア 役務場所への作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難及びその他事故防止については、請負業者の責任でこれを管理すること。

イ 役務場所は常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

ウ 役務場所及びその周辺にある構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。

万一損傷を与えた場合は、請負業者の負担において修復するものとする。

(11) 安全管理

ア 請負業者は、安全管理に万全を期すること。

イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は安全係を置く等、安全確保に努めること。

(12) 提出書類

請負業者は、指定期日までに監督官の指示する書式に基づき必要書類を提出すること。

- | | | | | |
|---|---------------|-----|----|----------------|
| ア | 内訳明細書 | ・・・ | 1部 | (契約締結後速やかに) |
| イ | 工程表 | ・・・ | 1部 | (契約締結後速やかに) |
| ウ | 現場代理人等通知書・経歴書 | ・・・ | 1部 | (契約締結後速やかに) |
| エ | 打合せ簿 | ・・・ | 1部 | (その都度) |
| オ | 着手届 | ・・・ | 1部 | (役務着手時) |
| カ | 完成通知書 | ・・・ | 1部 | (役務完了後速やかに) |
| キ | 設備点検結果報告書 | ・・・ | 1部 | (月次・年次点検後速やかに) |
| ク | その他指示された書類 | ・・・ | 1部 | (その都度) |

(13) 完了検査

検査は点検結果報告書の提出及び役務期間の終了をもって完了とする。

6 特記事項

(1) 保安管理を実施する施設の設備容量等は下記のとおりである。

施設名	設備容量等	備考
姫路駐屯地	契約電力会社： (予定)	
	契約種別：業務用電力	
	契約電力：810kW	
	受電電圧：6,600V	
	受電設備：3,100KVA (変圧器54台)	
	予備発電機：500KVA (高圧) × 1基	
	75KVA (低圧) × 1基	
	13KVA (低圧) × 1基	
広峰無線中継所	契約電力会社： (予定)	
	契約種別：業務用電力	
	契約電力：従量電灯B 20KVA	
	低圧電力 24kW	
	受電電圧：1φ3W 100/200V	
	3φ3W 200V	
	予備発電機：75KVA (低圧) × 1基	
榊山無線中継所	契約電力会社： (予定)	
	契約種別：業務用電力	
	契約電力：従量電灯B 20KVA	
	低圧電力 22kW	
	受電電圧：1φ3W 100/200V	
	3φ3W 200V	
	予備発電機：75KVA (低圧) × 1基	

(2) 役務契約後、請負業者は経済産業省が定める外部委託による電気主任技術者選任届に必要な書類を速やかに監督官に提出し、相互に内容を精査の上手続きを実施すること。

(3) 電気主任技術者は、駐屯地及び各無線中継所へ2時間以内に到達できるものを選任すること。

- (4) 点検内容については「建築保全業務共通仕様書」を基準とし、下記の項目について電気主任技術者を駐屯地・無線中継所へ派遣し点検及び電気事故発生時の対応を実施すること

施設名	実施内容
姫路駐屯地	月次点検 1 2 回（平日）、年次点検 1 回（休日、停電含む）
無線中継所	月次点検 1 2 回（平日）、年次点検 1 回（平日、停電含む）
共 通	事故停電に伴う応動：4 回（令和 5 年度実績）
	教育・訓練に伴う作業：3 回（令和 5 年度実績）
	計画停電時における高圧気中開閉器、遮断機、断路器等の操作、復電及び立会対応：3 回（令和 5 年度実績）

- (5) 電気主任技術者は、第 3 種電気主任技術者資格のほか、第 1 種電気工事士の保有、高所作業車運転技能講習及びフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の修了証を有すること。
- (6) 設備点検結果報告書の作成の際、不良箇所や指摘事項がある場合、内容が明確に分かるよう写真や参考書類を貼付し提出すること。
- (7) その他本役務に関する細部事項については、別紙「自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託仕様書」に定めるところによる。

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託仕様書

本委託仕様書は、姫路駐屯地関連施設の保安規定に基づき、姫路駐屯地関連施設に設置されている自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託について、以下のとおり仕様を定めるものとする。

なお、本使用の履行細目は付紙「保安管理業務の細目及び基準（以下「細目・基準書」という。）」に基づくものとする。

1 契約対象電気工作物の概要

契約対象電気工作物の概要は次のとおりである。

- (1) 事業場の名称 仕様書のとおり
- (2) 事業場の所在地 仕様書のとおり
- (3) 需要設備
 - ア 設備容量 仕様書のとおり
(発電所発電機定格容量分を含む)
 - イ 受電電圧 仕様書のとおり
- (4) 非常用予備発電装置
 - ア 発電機定格容量 仕様書のとおり
 - イ 発電機定格電圧 仕様書のとおり
- (5) 配電線路
 - ア 姫路駐屯地 付図第1「駐屯地配電線路（A系統）」
付図第2「駐屯地配電線路（B系統）」のとおり
 - イ 広峰無線中継所 付図第3「広峰無線中継所配電線路」のとおり
 - ウ 榊山無線中継所 付図第4「榊山無線中継所配電線路」のとおり

2 委託業務の内容

- (1) 請負業者が実施する保安管理業務は、アを除き次に掲げるものとしその細目及び具体的な基準は、姫路駐屯地関連施設の保安規定及び細目・基準書に定めるところによるものとする。

ア 1に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検及び測定・試験を行い経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない項目又は適合しない恐れがある場合は、取るべき措置について施設管理責任者もしくは代務者に必要な指導又は助言を行うこと。

イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、事故・故障の状況に応じて、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成手続きの指導を行うこと。

ウ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会を行うこと。

エ 1に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管省庁への提出書類及び図面について、その作成手続きの指導を行うこと。

オ 1に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要に応じそのとるべき措置について施設管理責任者および代務者に指導又は助言を行うこと。

カ 1に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、工事中の点検を行い、必要に応じ、そのとるべき措置について施設管理責任者および代務者に指導又は助言を行うこと。

- (2) (1)の請負業者に委託する保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、施設管理責任者および代務者は点検及び測定・試験の全部または一部を、施設管理責任者および代務者の責任及び負担において行うものとする。これに関し、監督官は請負業者にその結果の記録を提示するものとし、請負業者は必要な指導又は助言ができるものとする。

ア 取扱いが電気主任技術者以外の特定の資格を要する設備

(消防用設備、ボイラーその他機器、昇降機及び昇降路内の設備等)

イ 取扱いが特殊の専用技術を要するオートメーション化された工作機械群等

ウ 点検時現場に設置されていない移動用機器等

エ 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等

オ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生場所、酸素欠乏危険場所、放射線管理区域に配置された機器等

カ 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

キ 情報管理、衛生管理、機密管理等の事由で請負業者が立ち入りできない場所に設置された機器等

ク 発電装置の原動機および非常用予備電気の蓄電池並びにそれらの付属装置等

- (3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)によるほか、施設管理責任者および代務者が確認を行うものとする。

3 点検の周期と監視装置

2(1)に定める請負業者が定期的に行う点検内容は、姫路駐屯地関連施設の保安規定及び細目・基準書によるものとし、点検の周期は次のとおりとする。

ただし、年次点検には月次点検が含まれるものとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 月次点検 | 12回 |
| (2) 年次点検 | 1回 |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |

4 連絡責任者等

- (1) 施設管理責任者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して請負業者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を請負業者に通知するものとする。
- (2) 施設管理責任者は、(1)の連絡責任者に事故や病気その他やむを得ない理由がある場合はその業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその使命、連絡方法等を請負業者に通知するものとする。
- (3) 施設管理責任者は、(1)、(2)に変更が生じた場合は、直ちに請負業者に通知するものとする。
- (4) 施設管理責任者は、連絡責任者又はその代務者を、請負業者の行う保安管理業務に立会させるものとする。
- (5) 請負業者は、需要設備の設備容量が6,000KVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者を充てるものとする。

5 発電所責任者

- (1) 姫路駐屯地関連施設が発電所を有する場合、施設管理責任者は、日常における発電設備の起動及び停止操作が円滑に行い得る発電所担当者を定めるとともに、その使命、連絡方法等を請負業者に通知するものとする。
- (2) 施設管理責任者は、(1)の発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を請負業者に通知するものとする。
- (3) 施設管理責任者は、(1)、(2)に変更が生じた場合は、直ちに請負業者に通知するものとする。
- (4) 施設管理責任者は、発電所担当者又はその代務者を、請負業者の行う保安管理業務に立会させるものとする。

6 相互の協力及び義務

- (1) 施設管理責任者および代務者は、請負業者が保安管理業務の実施にあたり、請負業者が指導、助言した事項又は請負業者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 施設管理責任者および代務者は、請負業者が行う点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- (3) 請負業者は、業務を誠実に行うものとする。

7 保安業務担当者の資格等

- (1) 請負業者は、1に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者を充てるものとする。

- (2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、施設管理責任者および代務者の求めに応じ提示すること。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務を自ら実施するものとし、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5) 請負業者は、(1)から(3)で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を、請負業者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって監督官に連絡するものとし、施設管理責任者および代務者は面接等により本人の確認を行うこととする。なお、保安業務担当者並びに保安業務従事者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

8 記録の保存

請負業者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、施設管理責任者および代務者が内容を確認し、双方において保安規定に定める期間保存するものとする。

保安管理業務の細目及び基準

1 保安管理業務

(1) 相互の通知

ア 請負業者は次に掲げる場合、その具体的内容を直ちに施設管理責任者および代務者に通知するものとする。

- (ア) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (イ) 低圧電炉の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）を設置しており、絶縁監視装置が警報を発した場合
- (ロ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (ハ) 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
- (ニ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域等を変更する場合
- (ホ) 相続等により権利義務の継承があった場合
- (ヘ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）以外の者が高圧電気設備に近接して、作業を行おうとする場合
- (ト) 電気事業法第107条第3項に基づく立入検査を受ける場合
- (チ) 電気工作物の保安に関する書類を所管官庁に提出する場合
- (リ) 従事者に対し、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
- (ル) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、または変更する場合
- (レ) 代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
- (ヌ) 電気事業者との契約電力を変更する場合
- (ル) その他電気工作物の保安に関し、必要な場合

イ 請負業者は、次の事項を施設管理責任者および代務者に通知するものとする。

- (ア) 請負業者の執務時間内における請負業者への連絡方法
- (イ) 請負業者の執務時間外における請負業者への連絡方法
- (ロ) その他必要な事項

(2) 危険物のある場合等の通知

施設管理責任者および代務者は、爆発性、可燃性及びその他の危険物等を貯蔵し、又はは取扱う場合、又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく請負業者に通知するものとする。

(3) 実施日程等

ア 請負業者は、別紙「自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）2(1)に定める業務を、原則として平日の08:15~17:00に実施するものとし、あらかじめ施設管理責任者および代務者に対して実施予定日を通知すること。ただし、停電事故等の不測時は時間外も対応するものとする。

イ 施設管理責任者および代務者は、(1)の実施予定日を尊重し協力するものとする。

ウ 年次点検等の実施において、電気事業者の自家用需要引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、電気事業者に対する手続きは、請負業者は施設管理責任者および代務者と協議の上、請負業者が行うことができるものとする。

(4) 事業場内の立ち入り等

請負業者は、保安全管理業務を行うため、必要に応じて姫路駐屯地関連施設に立ち入ることができるものとする。この場合において、請負業者は陸上自衛隊ならびに姫路駐屯地が定める各種規則及び服務規律を順守するものとする。

(5) 記録の確認等

請負業者は、保安全管理業務の遂行上、必要がある場合には、姫路駐屯地関連施設の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

(6) 絶縁監視装置等を設置する場合

請負業者が絶縁監視装置等を確保する場合は、次によるものとする。

ア 請負業者が所有する絶縁監視装置等は請負業者が姫路駐屯地関連施設の事業場に設置するものとする。

イ 施設管理責任者および代務者は、絶縁監視装置等を設置する場合の提供、電灯配線など既存の施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとする。

ウ 絶縁監視装置等及び設置工事に要する費用は、原則として請負業者の負担によるものとする。

エ 絶縁監視装置等の保守は請負業者が行い、費用は請負業者が負担するものとする。

オ 施設管理責任者および代務者は、絶縁監視装置等を無断で移設、取り外し、修理等を行わないものとする。

カ 絶縁監視装置の警報を、姫路駐屯地関連施設の加入電話回線を利用して、請負業者の事業所に自動通報する場合の電話料は、施設管理責任者および代務者が負担するものとする。

(7) 絶縁監視装置等の撤去

請負業者は、次のいずれかに該当する場合は、施設管理責任者、請負業者協議のうえ、絶縁監視装置等を撤去するものとする。

ア 絶縁監視装置の設置が不適当な電気工作物となった場合、又は絶縁監視装置等による監視が不能となった場合

イ 契約の解除又は契約が失効した場合

(8) 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の確認

請負業者は、委託仕様書 1 に掲げる電気工作物「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）Ⅱ. 2. (1)」に掲げる、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを、年次点検等において確認を行うこととする。

(9) 備品等の整備

施設管理責任者および代務者は、請負業者と協議の上、発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

(10) 契約の発効

この契約に伴い、新たに電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項に定める外部委託承認を受ける場合は、有効期限にかかわらず承認日をもってその効力を生じるものとする。

(11) 契約の消滅

この仕様書に記載する内容は、次のいずれかに該当する場合には消滅するものとする。

ただし、本条の履行にあたっては、契約の執行に該当する場合を除き、施設管理責任者は、電気事業法第 4 3 条第 1 項又は第 2 項の規定を順守するものとする。

ア 役務契約の解除

イ 役務契約の執行

ウ 役務契約期間の満了

(12) 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

ア 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業車の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、施設管理責任者請負業者協議の上、発注者は速やかに改修するものとする。

イ (1) の不安全施設の改修に要する費用は、施設管理責任者が負担するものとする。

ウ 請負業者は施設管理責任者および代務者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検及び測定・試験を実施しないことが出来る。

2 点検及び測定・試験の基準等

(1) 定期点検

定期的な電気工作物の点検及び測定・試験は、原則として発注者の保安規定に定める定期点検について行うものとする。定期点検はあらかじめ予定し、次のとおり行うものとする。

ア 月次点検：定められた点検周期に基づき、施設管理責任者または代務者に、日常巡視等において異常等がなかったかの問診を行い、通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検のほか計測器測定により点検を行う。

※受電・配電・負荷設備、非常用予備発電設備

イ 年次点検：電気工作物を維持するために、原則として年1回停電し、目視点検及び計測器により点検し、設備ごとの個別機能を検査する。

※絶縁抵抗・接地抵抗測定、定期巡視点検、保護継電器特性試験
(非常用予備発電設備除く)

(2) 臨時点検

電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、必要に応じ点検及び測定・試験を行うものとする。なお、電気事故その他(1)の場合において、請負業者が行う応急措置(送電停止、電気工作物の切り離し等)の指導は、施設管理責任者および代務者又は電気事業者の通知に基づいて、電話連絡又は保安業務担当者等の派遣により行うものとする。この場合、施設管理責任者および代務者は、請負業者が応急措置の指導を行うために必要とする電気事故の発生箇所、異常の状況その他の情報を的確に請負業者に連絡するものとする。

(3) 立入検査の立会

所管官庁が電気事業法第107条第3項に基づいて行う立入検査には、その都度施設管理責任者および代務者の通知に基づいて、請負業者が保安業務担当者等を派遣して立会すること。

(4) 設計の審査

工事の設計審査は、施設管理責任者および代務者の通知を受けて、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合、不適合について、その都度行うものとする。

(5) 工事の実施及び保安教育

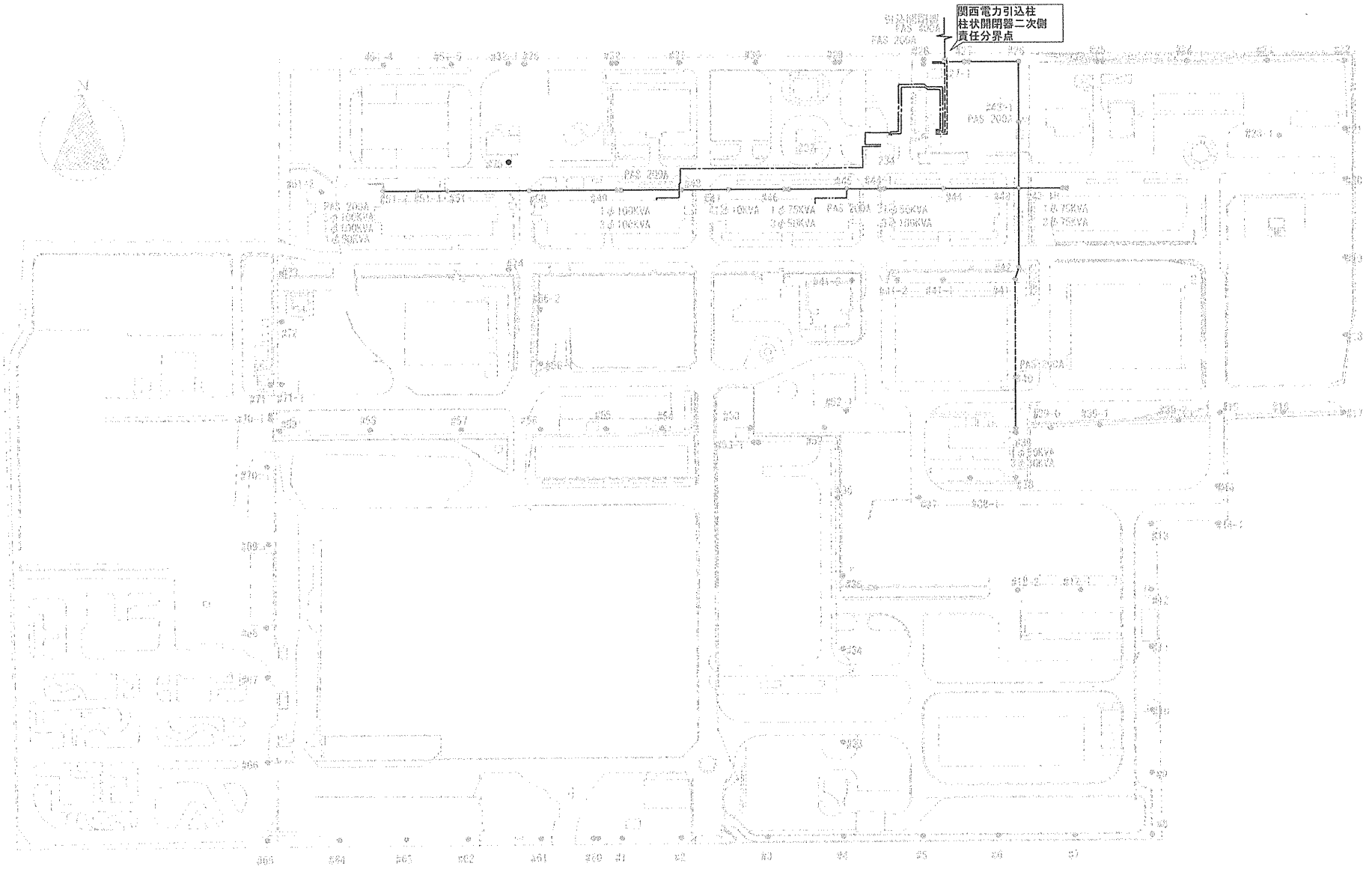
部隊施工に係る電気工作物の工事は、請負業者が必要に応じ施設管理責任者および代務者と協議の上、必要に応じ作業責任者を選任し、これを施工させるものとする。また、工事等に従事するものに対し、電気工作物の保安に関し必要な知識および技能の教育を行うものとする。

(6) 竣工検査

竣工検査は、原則として姫路駐屯地関連施設の保安規定に定める竣工検査について、施設管理責任者および代務者と請負業者が協議の上、実施するものとする。なお、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合状況及び施工状況を確認し、指導又は助言を行うものとする。

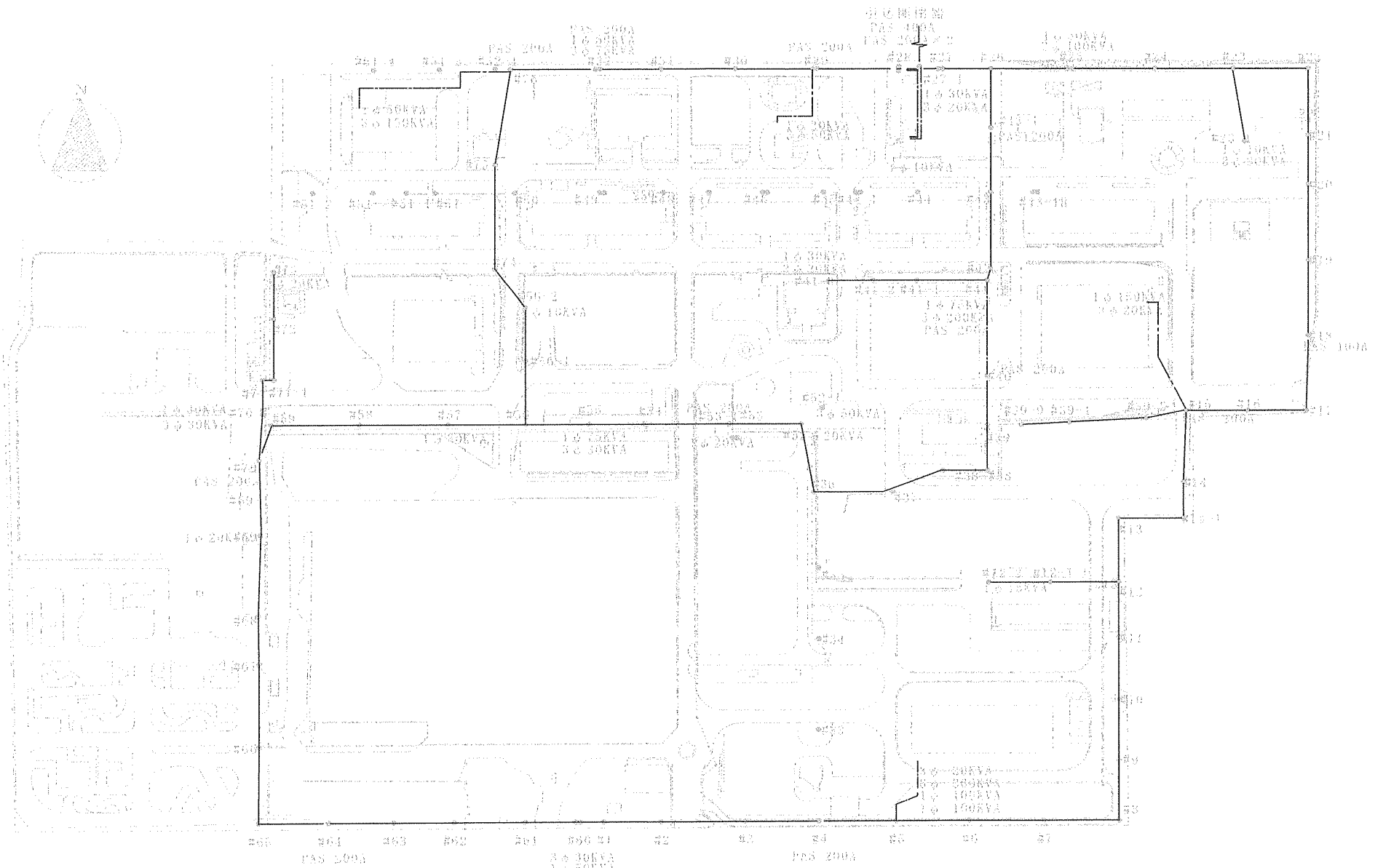
(7) 絶縁監視装置を設置している場合



請負業者が、姫路駐屯地関連施設に絶縁監視装置を設置している場合は、一般社団法人電気管理技術者協会「絶縁監視装置の性能・保守点検及び警報発生時の応動に関する説明書」により適切に対処すること。なお、請負業者は警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。



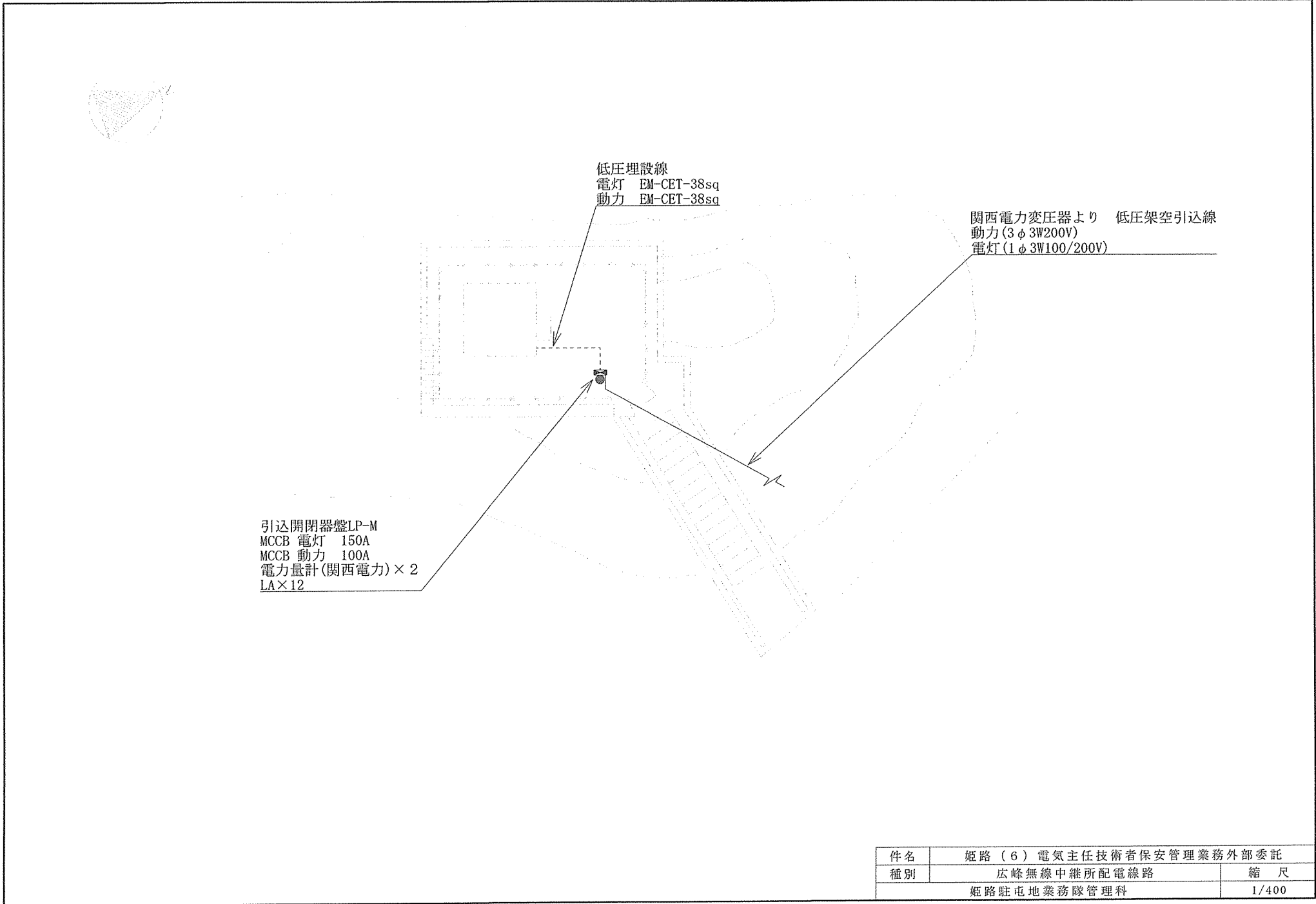
- 高压地中埋設線 (本部庁舎系統)
- 高压地中埋設線 (A系統)
- ===== 高压架空線 (A系統)

件名	姫路 (6) 電気主任技術者保安管理業務外部委託	
種別	駐屯地配電線路 (A系統)	縮尺
	姫路駐屯地業務隊管理科	1/3,000

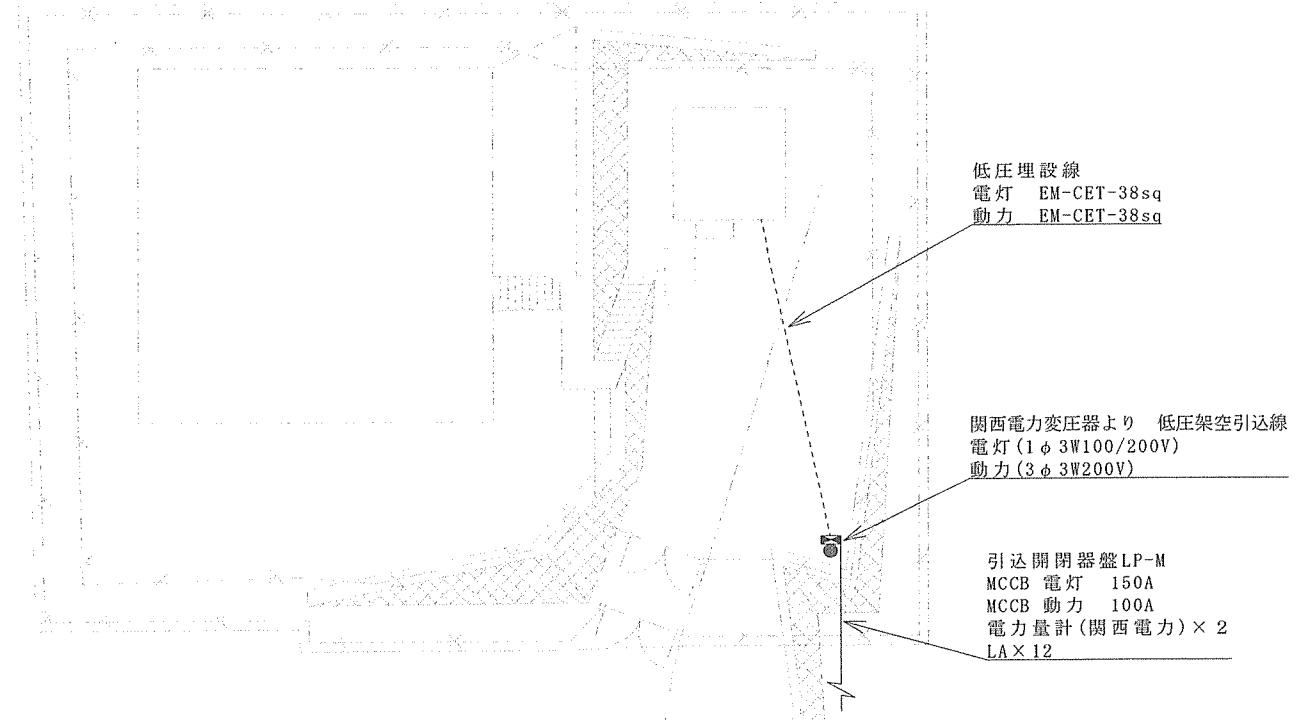


 高压地中埋設線 (B系統)
 高压架空線 (B系統)

件名	姫路(6)電気主任技術者保安管理業務外部委託	
種別	駐屯地配電線路(B系統)	縮尺
	姫路駐屯地業務隊管理科	1/3,000



件名	姫路(6)電気主任技術者保安管理業務外部委託	
種別	広峰無線中継所配電線路	縮尺
	姫路駐屯地業務隊管理科	1/400



低圧埋設線
 電灯 EM-CET-38sq
 動力 EM-CET-38sq

関西電力変圧器より 低圧架空引込線
 電灯 (1φ 3W100/200V)
 動力 (3φ 3W200V)

引込開閉器盤LP-M
 MCCB 電灯 150A
 MCCB 動力 100A
 電力量計(関西電力)×2
 LA×12

件名	姫路(6)電気主任技術者保安管理業務外部委託	
種別	樹山無線中継所配電線路	縮尺
	姫路駐屯地業務隊管理科	1/400

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

¥

(消費税を含まない)

- 件名 : 下記のとおり
- 履行期間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 履行場所 : 姫路市峰南町1-70 (姫路駐屯地)
姫路市広嶺山226-11 (広峰無線中継所)
相生市矢野町榊1780-134 (榊山無線中継所)
- 特約条項 : 上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。
また、当社は「入札及び契約心得」に示された「暴力団排除に関する誓約事項」について誓約致します。

番号	件名	規格	単位	数量	単価	金額
1	姫路(6)電気主任技術者 保安管理業務外部委託	仕様書のとおり	式	1		

上記について入札条件及び契約条項を承諾の上入札します。

令和6年3月6日

住所・名称・代表者名

印

市価調査書

分任契約担当官

陸上自衛隊姫路駐屯地

第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

令和6年3月5日(火)12時まで

ご提出ください。(FAX・メール可)

¥

(消費税を含まない)

- 件名 : 下記のとおり
- 履行期間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 履行場所 : 姫路市峰南町1-70 (姫路駐屯地)
姫路市広嶺山226-11 (広峰無線中継所)
相生市矢野町榊1780-134 (榊山無線中継所)
- 特約条項 : 上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。
また、当社は「入札及び契約心得」に示された「暴力団排除に関する誓約事項」について誓約致します。

番号	件名	規格	単位	数量	単価	金額
1	姫路(6)電気主任技術者保安管理業務外部委託	仕様書のとおり	式	1		

令和6年3月5日

住所・名称・代表者名

印